

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第11条の規定に基づき、京都大学事務本部における課及び室の所掌事務及びその分掌を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 総務部 （総務課）</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) (略) <u>(7) 学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。</u> (8) 京都大学教育研究振興財団との連絡調整に関すること。 <u>(9) その他他の部、課及び室の所掌に属しない事務（リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関するものを除く。）を処理すること。</u> (中 略) <u>(法務室)</u></p> <p>第3条 <u>法務室</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) <u>訟務に関すること。</u> (2) <u>情報公開に関すること。</u> (3) <u>個人情報の保護に関すること。</u> (中 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 渉外部 （渉外課）</p> <p>第7条の3 <u>渉外課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 渉外事業に係る企画の立案及びその活動に関すること。 (2) 寄附金の受入れに関すること。</p> <p><u>(3) 京都大学基金に関すること。</u> <u>(4) 本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関すること。</u> <u>(5) 公開講座等の企画・実施に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他社会連携全般に関すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第11条の規定に基づき、京都大学事務本部における課、<u>オフィス及び室並びに部に置く掛その他の内部組織</u>の所掌事務及びその分掌を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 総務部 （総務課）</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(6) }</p> <p><u>(7) 京都大学教育研究振興財団との連絡調整に関すること。</u> <u>(8) その他他の部、課、オフィス及び室の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>第3条 削除</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 渉外・産官学連携部 （渉外課、<u>京都基金室、東京基金室及び産官学連携課</u>）</p> <p>第7条の3 <u>渉外課、京都基金室、東京基金室及び産官学連携課</u>は、<u>成長戦略本部</u>において、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) } (同 左) (2) }</p> <p><u>(3) 寄附講座及び寄附研究部門に関すること。</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u> } (同 左) <u>(6)</u> }</p> <p><u>(7) 京都大学基金をはじめとする外部資金獲得に係る戦略の立案及び推進に関すること。</u> <u>(8) 産官学連携事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> <u>(9) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。</u> <u>(10) 発明、特許権等の知的財産に関すること。</u> <u>(11) その他社会連携全般及び産官学連携に関する</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(京都基金室)</u> 第7条の4 <u>京都基金室においては、京都大学基金をはじめとする外部資金獲得に係る戦略の立案及び推進に関する事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(東京基金室)</u> 第7条の5 <u>東京基金室においては、東京を中心とする地域に係る京都大学基金をはじめとする外部資金獲得についての戦略の立案及び推進に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(中略) (労務課)</p> <p>第7条の8 労務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) (略) (7) <u>ハラスメントの防止に係る啓発に関すること。</u> (8) <u>その他人事に関する事務で人事企画課及び職員育成課の所掌に属しない事務を処理すること。</u> (中略)</p>	<p><u>事務で他に属しないこと。</u></p> <p>第7条の4 <u>削除</u></p> <p>第7条の5 <u>削除</u></p> <p>(労務課)</p> <p>第7条の8 } (同左) (1)～(6) }</p> <p>(7) (同左)</p> <p><u>第6章の2 国際・共通教育推進部</u> <u>(国際教育交流課)</u> 第25条の2 <u>国際教育交流課においては、次の事務をつかさどる。</u> (1) <u>国際教育交流に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> (2) <u>外国人留学生の受入れに関すること。</u> (3) <u>学生の海外留学に関すること。</u> (4) <u>その他国際教育交流に関する事務で他に属しない事務を処理すること。</u> <u>(留学生支援課)</u> 第25条の3 <u>留学生支援課においては、次の事務をつかさどる。</u> (1) <u>留学生の支援に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> (2) <u>外国人留学生の受入れに関すること(国際教育交流課の所掌に属するものを除く。)</u> (3) <u>Kyoto iUPに関すること。</u> (4) <u>国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センターの教育及び事業に関すること。</u> (5) <u>国際交流会館、在留資格認定証明書代理申請及び外国人留学生等に対する生活支援に係る情報提供に関すること。</u> <u>(共通教育推進課)</u> 第25条の4 <u>共通教育推進課では、次の事務をつかさどる。</u> (1) <u>教養・共通教育及び大学院共通・横断教育に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</u> (2) <u>教養・共通教育及び大学院共通・横断教育の実</u></p>

改正前	改正後
<p>第7章 研究推進部 (研究推進課)</p> <p>第26条 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 競争的研究費等の適正管理に関すること(公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 寄附講座及び寄附研究部門に関すること。</p> <p>(9) その他研究推進部の所掌事務で産官学連携課の所掌に属しない事務(ライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関するものを除く。)を処理すること。</p> <p>(産官学連携課)</p> <p>第27条 産官学連携課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 産官学連携事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。</p> <p>(3) 発明、特許権等の知的財産に関すること。</p> <p>(4) 産官学連携本部に関すること。</p> <p>(5) オープンイノベーション機構に関すること。</p> <p>(6) その他産官学連携に関する事務で他に属しないこと。</p>	<p>施に関すること。</p> <p>(3) 国際高等教育院附属国際学術言語教育センターの教育及び事業に関すること。</p> <p>(4) 大学院横断教育プログラム及びその他教育関連補助金に関すること。</p> <p>(国際教育交流課、留学生支援課及び共通教育推進課の所掌に属しない事務)</p> <p>第25条の5 前3条に定めるもののほか、国際・共通教育推進部では、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 国際・共通教育推進部の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 国際・共通教育推進部の会計及び施設に関すること。</p> <p>(3) 大学院教育支援機構に係る企画の立案及びその活動に関すること。</p> <p>第7章 研究推進部 (研究推進課)</p> <p>第26条 } (同左)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>(3) 競争的研究費等の適正管理に関すること(コンプライアンス部及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(4)～(7) (同左)</p> <p>(8) その他研究推進部の所掌事務で研究規範マネジメント室の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(研究規範マネジメント室)</p> <p>第27条 研究規範マネジメント室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 安全保障輸出管理に関すること。</p> <p>(2) 人を対象とする研究に関すること。</p> <p>(3) 動物実験等に関すること。</p> <p>(4) 海外の遺伝資源等の取得と利用に関すること。</p> <p>(5) 遺伝子組換え生物等の使用等の管理に関すること。</p> <p>(6) 病原体所持等の管理に関すること。</p> <p>(7) その他ライフサイエンス研究等に関すること。</p> <p>第7章の2 コンプライアンス部 (内部統制室)</p> <p>第27条の2 内部統制室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 内部監査に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>第9章 <u>公正調査監査室</u> (<u>公正調査監査室</u>)</p> <p>第29条 <u>公正調査監査室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>競争的研究費等の適正管理に関すること（研究推進部研究推進課及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>公正な研究活動の推進に関すること（研究推進部研究推進課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(3) <u>内部監査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>公益通報に関すること。</u></p> <p>(5) <u>ハラスメントに関すること（人事部労務課の所掌に属するものを除く。）。</u></p>	<p>(2) <u>内部統制の検証に関すること。</u> (<u>調査室</u>)</p> <p>第27条の3 <u>調査室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>競争的研究費等の適正管理に関すること（研究推進部研究推進課及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>公正な研究活動の推進に関すること（研究推進部研究推進課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(3) <u>公益通報に関すること。</u></p> <p>(4) <u>全学のハラスメント相談窓口に関すること。</u> (<u>法務室</u>)</p> <p>第27条の4 <u>法務室</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>訟務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。</u></p> <p>(3) <u>情報公開に関すること。</u></p> <p>(4) <u>個人情報の保護に関すること。</u></p> <p>(5) <u>人権に関すること。</u></p> <p>(6) <u>ハラスメントに係る調査、防止及び啓発に関すること。</u> (<u>内部統制室、調査室及び法務室の所掌に属しない事務</u>)</p> <p>第27条の5 <u>前3条に定めるもののほか、コンプライアンス部では、リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>第7章の3 <u>総長オフィス</u> (<u>総長オフィス</u>)</p> <p>第27条の6 <u>総長オフィス</u>においては、<u>総長が指示する事項に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>第9章 <u>CFOオフィス</u> (<u>CFOオフィス</u>)</p> <p>第29条 <u>CFOオフィス</u>においては、<u>CFOが行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関する事務をつかさどる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>第30条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長、監事支援室長又は不正防止実施本部事務室長が定める。</p>	<p>第30条 第2条から前条までに定める事務組織における事務の分掌は、当該事務を掌理する部長、<u>総長</u>、<u>総長</u>オフィス長、プロボストオフィス長、<u>CFO</u>オフィス長、監事支援室長又は不正防止実施本部事務室長が定める。</p> <p>附則（令和6年5月総長裁定）</p> <p>この規程は、令和6年5月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>